

◆ 安全装置(ふらつき注意・車線逸脱・車両横滑り等)導入助成

【申請期間】 H24. 7. 1 ~ H25. 1. 31 (予算枠に達した場合、受付を終了します)

※実施後(代金支払後) **3**ヶ月以内に申請して下さい

但し本年 3~6月の間に支払いを行ったものについては9月末までを申請を期限とします

<p>下記の安全装置 装着の新車</p> <p>①「ふらつき注意喚起装置」車線逸脱警報装置</p> <p>②「車両横滑り時制動力・駆動力制御装置」</p> <p>三重県内の営業所に配置の事業用貨物自動車に H24 3.1~H25. 1. 31の間に取付け、代金の支払いが完了しているもの</p> <p>なお、24年2月29日以前の導入でも、24年3月1日以降に支払ったものは助成対象になります</p>	<p>補助金額</p> <p>①・② 各々 2万円/台</p> <p>①・②を合わせて 5台/社まで</p> <p>ただし 国または他の機関等の補助金が装置の価格を超えない範囲での助成となります</p> <p>(補助上限 2万円/台)</p>
---	---

※ただし、①の中で、1台に両方取付けた場合は、一つの助成しか受ける事ができません。

【申請書類】 支払完了後に協会へ申請して下さい (事後申請)

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③誓約書 (国交省の助成を受けてない方のみ)
- ④車両/装置の請求明細書(写) ※
- ⑤領収書または振込通知書またはリース契約書の(写)
- ⑥H24. 4. 1以降に支払った直近の社会保険事務所 発行の「納入告知額領収書」(写)

※ メーカー、型式、取付車両の車番、台数、登録日が明記されていることが必要です

平成 年 月 日

社団法人 三重県トラック協会
会長 西野 衛 殿

住 所
事業者名
代表者名

印

ふらつき、車線逸脱、横滑り等導入助成申請書

安全装置等導入促進助成金交付要綱第5条に基づき、助成金の交付について、下記の通り請求します。

記

1. 助成金額： _____ 円
【上限: 1社5台まで 1台につき2万円】

2. 添付書類： ①内訳書（別紙）
②請求明細書(写)
③領収書(写)又は振込通知書(写)又はリース契約書(写)
④誓約書
⑤直近の社会保険事務局発行の「保険料納入告知額・領収済額通知書」(写)
(但し、平成24年4月以降に支払ったもの)
*内訳書の装着証明欄には必ず取付事業者の記入・証明印があること
*メーカー、機器名、型式、取付車両の車番、台数がわかるもの
*リース車両については、装置単価が分かる書類(写)を添付

3. 助成金の振込先

振込先金融機関名	口座名義	口座番号
_____	(フリガナ)	普通・当座
_____ 支店		No. _____

担当者名 _____

連絡先 TEL (_____) _____

申請期限 平成25年1月31日(必着)

(別紙)

(ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置)
(車両横滑り時制動力・駆動力制御装置) 等導入内訳書

会社名 _____

番号	支店・営業所名	区分 どちらかに○	導入装置			車両番号	装着年月日	国・他機関の 助成制度利用		助成金額
			メーカー名	装置名	型式			国	円	
1		ふらつき 横滑り					年 月 日	国	円	円
2		ふらつき 横滑り					年 月 日	国	円	円
3		ふらつき 横滑り					年 月 日	国	円	円
4		ふらつき 横滑り					年 月 日	国	円	円
5		ふらつき 横滑り					年 月 日	国	円	円
合計金額										円

※ふらつき=ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置 横滑り=車両横滑り時制動力・駆動力制御装置
※但し、ふらつきの中で、1台あたりに両方取り付け付けた場合は、どちらか1つとする

【注意事項】

- 三重県内の営業所に配置された事業用貨物自動車への取付であること
 - 機器費用等、上記の内容に相違ないこと
 - 国、他機関の助成制度を利用された事業者は必ず助成金額を記入すること
- ※装置単価 ≥ (他の助成金+三ト協の助成金)

上記の車両に間違いなく装着したことを証明いたします。

装着事業者記入欄	
証明日	平成 年 月 日
取付事業者名	Ⓜ
担当者名	
連絡先	

平成 年 月 日

三重県トラック協会
会長 西野 衛 様

住 所

事業者名

代表者名

㊞

誓 約 書

弊社は、下記装置の導入に対して国のASV装置補助金について、交付決定を受けていないことを、ここにお誓いいたします。

記

1. 装 置 名

2. 登録番号

3. 車体番号

4. 導入台数

3. 導入（予定）年月日

平成24年度ASV装置導入促進助成事業対象装置一覧

平成24年4月23日現在

ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	運転集中度モニター
日野自動車(株)	車線逸脱警報装置
三菱ふそうトラック・バス(株)	MDAS-Ⅲ(運転注意力モニター)

車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	IESC
日野自動車(株)	VSC
三菱ふそうトラック・バス(株)	ESP
UDトラックス(株)	UDSC
UDトラックス(株) ボルボ・トラック	VSP

(注1)三菱ふそうトラック・バス(株)のMDAS-Ⅲは、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置の両方の定義を満たしていますが、助成にあたっては一つの装置とみなします。